

米沢有為会#文化大学
第38回 ご案内 (令和6年度第3回)

オンライン講演会

令和7年 2月23日(日) 15~17時 開催

◇講師◇ 弁護士・元裁判官・米沢有為会理事

鈴木 浩美 (すずき・ひろよし) さん

1952年長井市生まれ。米沢興譲館高校卒業。明治大学法学部卒業。1977年司法試験合格。1980年裁判官任官。東京地裁、那覇地裁、釧路地裁帯広支部判事補。最高裁書記官研修所教官。福岡地裁判事、青森地裁部総括、福岡高裁判事、大分地裁、福岡地裁及び熊本地裁で各部総括、福岡地家裁小倉支部長、佐賀地家裁所長、福岡高裁部総括で判事定年。その後、小倉簡裁、福岡簡裁(司法行政事務掌理者)で簡裁判事定年。2023年弁護士登録～現在。



◇演題◇ **法曹との出会いとその後の歩み**
— 刑事裁判官として考えていたこと —

〈講演要旨〉

高校1年時の学校創立記念日に我妻榮先生(東京大学名誉教授)の講演をお聴きして、志望を法学部に変更し弁護士を目指すことにした。大学1年から東京興譲館に入寮したが、同期入寮者のうち、法学部が5人で、4人は司法試験を目指していた。3年生の10月からは毎日午後11時過ぎに帰寮し、受験生活に没頭したが、学業がはかどらないときに友人がお茶のみに付き合ってくれて励ましてもらった。

司法修習生になって、弁護、検察、裁判所の順番で修習した。それぞれに魅力のある仕事だと思ったが、法律問題が訴訟という形で提起されれば最終的な判断者は裁判官であるという点に責任の重さとやりがいがあると思って、裁判官を目指すことにした。

判事補の時は、主として民事事件と刑事事件を5年ずつ担当した。判事になってからは、ほとんど刑事事件を担当した。2009年10月から裁判員制度が導入されることになったが、それが決まったときには、刑事事件を主として担当してきた者からすると、自分の仕事を否定されたように思った。しかし、制度導入の準備を担当し、実際に事件を担当すると、一般の方々がいろいろと考え、真剣に取り組んでおられることに感動した。裁判の内容に厚みが出て、説得力が増すと思った。

刑事裁判の目的は、有罪かどうか、仮に有罪であるとすれば、どのような刑が適当かを判断することである。しかし、それだけではなく、有罪だとすれば、その人が再度犯罪を犯さないようにするためにはどうすべきかをその人自身に考えてもらうことを心掛けていた。

今考えていることは、教育(育ち、育てる)の重要性である。日本には、原油や鉱物などの天然資源があまりない。人間こそが資源である。そのためには学習する「機会の平等」が重要である。「夢があること、希望があること」がより良い社会を築いていくための原動力であると考えている。